

交付番号 第63号
令和7年11月17日四
国

運輸局管内有効

レンタカー事業者証明書

下記の者は、道路運送法第80条第1項に基づく自家用自動車有償貸渡し（レンタカー）の許可を受けていることを証明する。

貸渡人の氏名又は名称	伊予鉄タクシー株式会社
貸渡人の住所	愛媛県松山市竹原2丁目3-15
有効期限	令和12年11月16日

【注意事項】

- 1) 本証明書は、四国運輸局管内でのレンタカー登録等の時のみ有効です。
- 2) レンタカー車両の登録等を行う際は本証明書の写しを車両毎の登録等関係書類に添付すること。
- 3) 本証明書の有効期限の更新申請は、証明書に記載された有効期限の1ヶ月前から行うことができる。
- 4) 本証明書は、レンタカー車両の登録等以外のためには、使用してはならない。
- 5) 本証明書の原本及び写しは厳重に管理し、第三者への譲渡・貸与を禁ずる。
- 6) 本証明書は、レンタカーとすることが認められていない車種（乗車定員30人以上又は車両長が7m超の自家用バス及び靈柩車）の登録等には使用出来ません。
- 7) マイクロバス（乗車定員11人以上29人以下であり、かつ、車両長が7m以下の車両）の登録の際には、輸送担当が交付する事業用自動車等連絡書を登録等関係書類に添付すること。
- 8) 車両登録等の受付時間は、土日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く平日（午前）8時45分～11時45分、（午後）1時00分～4時00分であるので、注意すること。
- 9) 新たに貸渡事務所を設置又は貸渡事務所の所在地を変更する場合は、あらかじめ愛媛運輸支局長に対して届け出ること。
- 10) 貸渡人の氏名又は名称及び住所の変更があった場合は、遅滞なく証明書発行元へ届け出るとともに、本証明書の記載事項変更申請を行うこと。
- 11) レンタカー事業を廃止した場合など本証明書を使用する必要がなくなったときは、速やかに本証明書原本を証明書発行元に返納し、作成済みの写しは処分すること。
- 12) 毎年5月31日までに前年度の「貸渡実績報告書」及び「事務所別車種別配置車両数一覧表」を主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長あてに必ず提出すること。
- 13) マイクロバス1両以上、車両総重量8t以上の車両5両以上又はその他の車両10両以上のレンタカーを配置する使用の本拠ごとに整備管理者の選任が義務付けられているので、選任した日から15日以内に運輸支局長に対し、届け出ること。

愛媛運輸支局長



【証明書発行元】 愛媛運輸支局 輸送・監査部門 TEL: 089-956-1563

※バス・靈柩車の登録には使用不可